

## 世田谷区債権管理重点プラン（案）令和4～5年度（2022～2023年度）の策定について

### （付議の要旨）

世田谷区債権管理重点プラン令和4～5年度（2022～2023年度）を策定する。

## 1 主旨

債権管理重点プランは、世田谷区新実施計画における行政経営改革の取組みとして、債権管理の適正化、収納率の向上と収入未済額の縮減を図ることにより、区全体の歳入を向上させることを目的として策定された。

現行の債権管理重点プラン（平成30～令和3年度）は、令和3年度を最終年度として計画期間を終了する。そこで、これまでの取組みにおける実績評価と課題を踏まえ、区民負担の公平性、公正性の確保に向けて収納率の向上を目指し、令和4～5年度（2022～2023年度）の2か年を計画期間とした債権管理重点プランを策定する。

本プランでは、対象とする9債権で掲げる目標収納率について、根拠を明確に示すことにより、区の適切な債権管理について区民に対して説明責任を果たすとともに、DXの推進によるICTを活用した債権管理事務の実施など、各種債権のより一層の適切な管理に努め、プランに沿った滞納の予防や債権回収に向けた取組みを着実に進めていくこととする。

## 2 概要

### （1）プランの目的

各債権において目標収納率を掲げ、目標収納率を設定するうえでの根拠、目標実現に向けた具体的な取組みを明確に示すことにより、区民に対して説明責任を果たす。

### （2）プランの基本的な考え方

- ① 現年分徴収を徹底し、滞納の累積化を防ぎ滞納繰越分の発生を抑制する。
- ② 公法上の債権においては、ICTを活用した効率的な財産調査や差押え等の実施により滞納整理を強化し、私法上の債権においては、司法的手段を講じることも含め、履行確保に努めるなど滞納整理の強化を図る。
- ③ DXの推進によりICTを活用した口座振替の利用促進やキャッシュレス決済など、区民の利便性を向上させ、期限内納付による収納率の向上に努める。
- ④ 専門研修の充実や民間事業者の活用により、職員の専門性の向上と債権管理体制の強化を図る。
- ⑤ 滞納処分等の執行停止等の納付緩和措置を適切に行う他、保険料賦課や貸付金の制度運用について、その適正化を進める。

### (3) 今後の取組み

- ① 適正な債権管理事務の向上を図るため、債権を管理するうえでの基本的な事項などについて、全所管課へ周知徹底する。
- ② 滞納を未然に防止するために、期限内納付を確実なものとする口座振替の利用について積極的に勧奨する。併せて、区民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、Web口座振替受付サービスの運用を令和4年4月から開始する。
  - 所要経費 35,970,000円（令和3年度第3次補正計上）また、コンビニ収納をはじめとする各種納付方法について、区民に広く周知し期限内納付を推進する。
- ③ 滞納整理の早期着手の観点から、電話催告センターを活用するとともに、特別区民税においてはSMS（ショートメッセージサービス）催告を導入するなど、民間事業者を活用した徴収体制の強化を図る。
  - 概算経費（SMS催告） 170,000円
- ④ 特別区民税、国民健康保険料等では、令和4年度からの預貯金照会電子化サービスの導入し、効率的な財産調査、差押え等の行政処分を実施する。
  - 概算経費 特別区民税 2,350,000円（2社で実施）
  - 国民健康保険料 2,290,000円（2社で実施）
  - 生活保護費 1,640,000円（1社のみ）
  - 合計 6,280,000円
- ⑤ 債権管理連絡会を通じ、所管を超えた連携により、収入未済額の縮減に向けた取組みについて検討及び情報の共有化を図り、全庁的に徴収体制を強化する。
- ⑥ 私法上の債権に係る履行確保の強化に向け、正当な理由なく支払いに応じない案件については、弁護士に債権の整理・回収を委任し、司法手段による対応を図る。
- ⑦ 各課単位で行っていた研修を、各課連携して行うなど、ノウハウの共有化を図る。職員の専門性を向上させるため、弁護士を講師とした債権管理研修（全2回）を実施する。
- ⑧ 令和7年度の標準準拠システムへの移行の準備を進めるとともに、収納率の向上及び収入未済額の縮減に向けた取組みについて、遅滞なく実施する。システムへの移行を契機とし、収納・滞納整理に係る事務の整理及び見直しを行う。併せて、マルチペイメントによる収納が標準仕様として装備される場合は、導入について検討及び準備を進めていく。

また、標準準拠システムに移行する特別区民税、国民健康保険料等の強制徴収公債権について、システムの仕様など連携を図りながら検討を進めていく。

### 3 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 1、2月 5 常任委員会に併せ報告  
3月 区ホームページに掲載（区民公表）